

指定介護予防支援サービス料金表

上溝地域包括支援センター指定介護予防支援事業運営規程第7条

1. 介護保険法令に基づく利用者負担の金額（介護報酬の告示上の額）

介護予防支援サービスについては、利用者の方にお支払いいただくご利用料金は、ありません。

但し、保険料の滞納等がある場合は、下記のとおりの取扱いとなりますのでご注意下さい。

- (1) 保険料の滞納等により、保険給付金が直接介護予防支援事業所に支払われない場合は、認定された要支援状態により介護保険法に定める介護報酬をいただきます。
- (2) この際、上溝地域包括支援センターはサービス提供証明書を発行いたしますのでお受け取り下さい。
- (3) サービス提供証明書を後日相模原市の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

2. その他の利用料

- (1) 担当職員がご利用者宅に訪問するための交通費

① 相模原市内の訪問 →利用者負担金は無料です。

② 相模原市以外の訪問するための交通費

A.そこにいくまでに要した公共交通機関にかかる交通費の実額

B.法人所有の自動車で訪問した場合は、実施地域を越えてから

片道5kmまでは 500円

以下1km増すごとに 50円

- (2) コピー料金…利用者自身にかかる記録のコピーの交付 1枚 10円

3. その他

- (1) 利用者がサービス提供をキャンセル、または中断する場合は、速やかにご連絡ください。
- (2) 利用者は、1週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (3) プラン作成のキャンセルや契約の解約の場合も、キャンセル料等は必要ありません。